

				範囲外	地域の問題
1060	PhRMA	eCTD DTD, STF DTD及びCTDの グラニュラリティ	PhRMA eCTD DTD, STF DTD及びCTDの グラニュラリティ	FDAは現在のSTF仕様に対する変更草案を作成し、M2 EWGにコメント用として提供する。全てのコメントを検討後、FDAは新STF仕様を発表する。	FDAは現在のSTF仕様に基づきで明確に定義して、全地域に認められるべきである。グラニュラリティに基づく許容性に地域による差がある場合はならない；全地域及び定義されたattributingまたはfile-taggingまたはkeyworking)は同じでなければならない。ファイルのタグ、キーワード、属性はICH管理用語集として取り扱い、同じコンテンツのファイルが地域間で同様の属性として考えられるようになる。一貫した解釈、理解及び使用をサポートするために、各用語の適用+使用を定義する説明が必要である。

1070	FDA	eCTDメッセージ	現 eCTD の実行では、一貫性の強化、自動化の促進またはデータ再使用の促進は行われない。(例えば、添加剤は、フリー・テキスト・フィールドであるので、全ての提出資料から検索できない)。モーデリング法を用いることにより、ずっと容易に協力つまりデータ共有ができる領域を特定できる。これを行なうためには、データ及び関係を明確に特定するために、schema approach に移行する必要がある。 加えて、もっと機動的な仕様(例えば、パックボーン外の管理された用語集、様々な製品種に同じ transport mechanism を再使用できること)を用いれば、仕様を他の製品に拡大できる(つまり、仕様の再使用)。	承認(仕様変更)	次回大幅な改定時に対応
------	-----	-----------	--	----------	-------------

1080	PhRMA	PhRMA	仕様 3.2	<p>以下の中ナリオを3地域全てで一貫してサポートするためのメッセージの使用法を示すために、仕様を更新する必要がある(cc 320)に関連)：同じ物理的ファイルの再使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) ファイルを複製せずに、同じ提出インスタンス内(单一のバックボーンから複数の参照);</li> <li>2) ファイルを複製せずに、单一申請の異なる販申請書内の異なるコンボーン、インスタンスからの参照);</li> <li>3) 複数の申請の異なる提出インスタンスにわたるコンテナツ(異なる市販申請の異なるインスタンスからの参照);</li> </ul> <p>シリューションは以下の場合に対応しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 他の関連でファイルが提出されていること(そして審査されていること)を示すために必要な適切なオペレーション属性値</li> <li>b) その後にファイルのライフサイクルの変更(例えば、delete、append、replace)が生じて、全てのre-use contextsに適用される。</li> <li>c) その後にファイルのライフサイクルの変更が生じて、全てのcontextsに適用されない。</li> </ul>	<p>これを文書化(仕様のさらには注意深い表現または平行する「実行ガイド」)によって取り扱うことができるのか、またはDTDに対する技術的な変更が必要なのかが不明確。</p> <p><b>選択肢</b></p> <p>ニーズを慎重に分析後、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 仕様内で上記を実施する方法を明確にする(例を用いる)。</li> <li>2) 推奨メカニズムを記載し、例を含めた実行ガイドを作成する。</li> <li>3) 現存の技術DTDを修正した後に、ステップ1または2を実施する。</li> </ol>	<p>Q&amp;Aとして承認</p> <p>No. 37 No. 38</p>
------	-------	-------	--------	---	---	--

1090	PhRMA	PhRMA	eCTD DTD, STF DTD 及び CTD の グラニュラリティ	論理文書の概念	複数のファイルから構成される文書に対し組織的構成を提供する(例えば、eCTD エレメント内で、どのファイルが全体として当該文書と関連するかを特定する—費したカタニズムがない。特に、そのエлемент内に複数の文書があるとき重要な)。	- 経時に文書を構成するファイル間の関係を形成し、維持するための組織的構成を提供する(文書のライフサイクル管理)	- ハックボーンに文書を静的に表示して、ハックボーンの referential target を変更しないで、文書を更新できるようにするための組織的構成を提供する。	- 論理文書を再使用する必要があるときは、論理文書を形成するファイルの集合ではなく、論理文書に対する参照を提供できる。	承認(仕様変更)	次回大幅な改訂時対応
------	-------	-------	---	---------	--	--	--	---	----------	------------

1100	PhRMA	PhRMA	eCTD DTD 及び STF DTD	<p>各地域が仕様の諸側面を受け入れるかどうかを決定することを認めめる現実行方針では、仕様実行に相違をもたらす可能性がある。このため、ある地域が申請を拒絶し、他の地域は受け入れる事態が生じるかもしない。</p> <p>地域には情報の受領で「好み」があるかもしれません。この「好み」が仕様に優先すべきでない。</p> <p>例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>STFもノード拡張もICHで承認されているが、いずれかの方法を用いて集められ、構成された全く同じファイル集が、全ての地域で受け入れられるとはかぎらない。</li> <li>STF管理に対するAccumulativeまたはCumulativeアプローチのいずれかの使用が全ての地域で受けられるとはかぎらない。</li> </ol> <p>選択肢 #1: 異なるアプローチを取り除いて、单一のアプローチに一致する。</p> <p>選択肢 #2: 記載されている仕様を用いた有効な申請資料を全て受け入れるよう全地域に要求する。</p> <p>試験のためにはサブグループが、全ての試験タグをeCTD DTDに移して、STF機能をeCTDのバックボーンに組み込む変更を試験する。この試験では、eCTD バックボーンが、他の地域における試験コンテンツを提出するための方法をおサポートするかも確認される。</p> <p>M2.メンバーハーはこの問題をベンダーに連絡できる。</p>
------	-------	-------	------------------------	---

1110	EU/EFFIA	EU/EFFIA 仕様 v3.2	<p>EU 代表団は両方向通信に関する変更要請 #220の再開を希望した。eCTDでは、ライフル中に当局がかなりの量のデータを作成して、申請者に送付する。質問のリスト、決定に關する文書、市販後義務リストなどである。EU 代表団(はこの問題を承認状態の退跡(別の変更要請を参照)と関連するとも考えている。この場合は、承認または拒絶の通知が当局から送られる。eCTD仕様を変更して、この情報交換を組み入れるべきである。</p> <p>現在、EUは表示情報の交換に対応する PIM 基準を実施しているので、この要請は緊急を要する。この基準にはデータの両方向交換が含まれていて、これを EUMI 仕様に組み入れる計画である。現仕様では、このために、当局から企業への通言のための次善策を見つける必要がある。</p>	現時点では、これは地域の要請である。 モジュール1の範囲内のEUソリューションが、中間的なソリューションとして実行可能かもしれない。	保留	次回大幅な改定の範囲で検討
1120	EU/EFFIA	EU/EFFIA 仕様 v3.2	<p>EU 代表団は、活動に関連するシーケンス群の「承認状態」を追跡する手段を変更承認に加えることを提案した。この情報の用途については、eCTDの消費者が審査中または検討を拒絶または中止されたデータを特に除外したライフルの「承認」一覧を見ることができる。 提案は、別の変更要請で示された両方向通信の概念に関連する。承認状態は、当局から申請者に送付される別の情報例である。地域レベルで解決できるかもしれないが、EU 代表団はこの情報から他の地域も恩恵を受けられるので、ICHレベルでのソリューションが都合よいと考える。</p>	現時点では、これは地域の要請である。 モジュール1の範囲内のEUソリューションが、中間的なソリューションとして実行可能かもしれない。	保留	次回大幅な改定の範囲で検討

1130	EU	EU	仕様v3.2	<p>経験からは、1つのベンダー製品に対するインバウトプラットが、必ずしも他の製品に対して有効ではない。これにより、提出前に申請資料を試験して、訂正しなければならず、当局にインストールの不適合をもたらす。この問題が生じるのは、ある製品では特定の項目が特定の方法で処理されすることが期待されるが、eCTDの仕様に記載された(ただし、ない)。これから、矛盾した解釈がもたらされた。eCTDを改善して、特定の技術的バリデーション基準を組み込んで、ツールや地域を越えて一貫した実行を可能にするために、自動化バリデーションを最適にするために、Schemaの使用が予想される。</p> <p>この変更要請はeCTD仕様に関連する技術的バリデーション基準に関するのであって、ファイル文書の科学及び規制関連コンテンツに関するものではない。XML Schemaを使用しても、全ての考え方のバリデーション基準に応じない(例えば、リーフ・ファイルのファイル・サイズ)、他のソリューションが必要かもしれない。</p>	<p>変更要請 580 ( 2004-05-28に提出) に基づいてQ&amp;A36として前に提供された情報は、十分ないと考えられる。</p> <p>M2が措置を講じて、DIA年次総会で特別セッションを計画するか、FDAがDIA年次総会で会議を主催する可能性がある。</p> <p>2007年の ICH 7/DIA 会議についても検討されている。</p>	<p>承認(仕様変更)</p> <p>改定時に検討</p>	次回大幅な改定時に検討
------	----	----	--------	--	--	-------------------------------	-------------

1140	Health Canada	Health Canada	仕様 3.2	<p>じて提出資料の管理をサポートする必要がある。全地域に共通のプロセスが、調和した方法でサポートされる必要がある。これには、以下のものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初回提出資料</li> <li>2. 当局からの要請に対する返答としての、その後の提出資料</li> <li>3. 申請者が開始するその後の提出資料</li> </ol> <p>その後の提出資料の平行審査をサポートし追跡できる必要がある。現在の仕様は、申請資料シーケンスの線形増加用である。現在のオペレーション属性の一部は、今もなおゾール・ベンダーと当局のガイドanceの混乱を引き起こしている。例えば、</p> <pre>sequ 0000 myfile.pdf new sequ 0001 myfile.pdf append sequ 0000 sequ 0002 myfile.pdf replace sequ 0001</pre> <p>現在の見解はどういうものか?これをどう解決するか?ビューワーングツールのエラーメッセージまたは審査官の混乱を引き起こす、いくつかの同様のオペレーション属性の組み合わせ例がある。</p>	<p>appendの使用について、さらに明確にする。</p> <p>IWGのメンバーが他の人と変更を共有できる。</p> <p>試験のためにPIRMAがサブグループに割当てた。</p> <p>eCTD仕様に対するマイナーチェンジを主導し、次回会議に結果を提出予定。</p>
1150	Health Canada	Health Canada	仕様v3.2	<p>現在の仕様は企業から当局へのメッセージを規定する。仕様の最初の目的は、両方向の通信をサポートすることだった。この項目は文書化されなかった。当局から企業へのメッセージを定義する必要がある。ライフサイクル管理と関連付けることができる。</p>	<p>重複、1110を参照</p> <p>保留</p> <p>次回大幅な改定時に検討</p>
1160	JPMA	JPMA	リーフ・ファイル	<p>ファイル間のリンクをやめさせるべきである。文書を改訂すると、リンクを維持できないからである。</p>	<p>範囲外</p> <p>次回大幅な改定時にEWGに照会</p>

1170	JPMA	JPMA	PDF ファイル	Acrobat Reader 4.0が記載されている。仕様には、 Acrobatのバージョンを更新した。仕様には、 Acrobat Reader 4.0が記載すべきである。一部のReaderのバージョンでは一部の PDFバージョンの開覽に影響するバグがあるの で、 Japanese Acrobatを含めて、これについて 増重に検討すべきである。	仕様文書では、 Acrobatのバージョン番号ではなく、特定のpdfバージョンを用いる。 次回マイナー改定前に、Q&A No. 40が発表されている。 M2 SENTRIサブループは、 PDF Aの可能性も検討する。	承認(仕様変更)	Vet3.3等級
1180	JPMA	STF	STF	STF中の試験報告書情報の取り扱いを再検討していただきたい。STFファイルの作成は、余 分な仕事である。	STFが変更要請1100の問題と共に本問題を解決するために 作業している。	試験のためにサブループに割当てた。	
1190	JPMA	JPMA	仕様3.2	将来の eCTD仕様は現 eCTD仕様と後方互換性があるべきだ。 ICH M2がeCTD仕様の変更を計画しているなら、我々は現eCTDデータ、特に eCTD ベックボーン XMLインスタンスを使用し続けたい。さらに、多くの企業と規制当局が現 eCTD の仕様に基づいたシステムに投資しているようである。次の主要な eCTD 仕様が発表されるなら、これらの中のシステムを修正しなければならない。修正ができるだけ少なくすべきである。現及び新 eCTD システム間の互換性が必要である。すなわち、少なくとも現標準から新標準に eCTDを容易に変換する方法が必要である。	この質問は eCTDに対する変更管理プロセスに含まれる。	却下	

1200	JPMA	JPMA	仕様3.2及びスタイル・シート	現DIBには固定TOCがある。プラウザのTOCは、スタイルシート情報に基づいて示されている。 日本では、審査を加速し、当局と申請者の通信を促進するためにJapanese TOCを持ちたい。さらに、固定されたeCTD TOC名は、実際のCTD TOC名と異なる。	範囲外	EWGに照会
1210	JPMA	JPMA	仕様3.2	将来、CTD構造(TOC)が変更される可能性がある。これには、対応するeCTD仕様の変更が必要である。eCTD仕様の頻繁な変更是困難であり、企業、規制当局及びベンダーに対する負担になる。M2がeCTD仕様の改訂を計画するなら、CTD TOCを改訂する場合には、eCTD仕様の容易な維持を検討すべきである。	範囲外	EWGに照会
1220	JPMA	JPMA	仕様3.2	将来、どういうCTD構造の変更が生じるか誰も予測できない。従って、eCTDの仕様はCTDの変更に対応できるようにデザインすべきである。 eCTD仕様ではXML Namespaceを使用して、他のXMLメッセージを含められるようになります。eCTD仕様ではXML Namespaceを使用して、他のXMLメッセージを含められるようになります。(たとえば、eCTDにICSRメッセージを含める)。	範囲外	EWGに照会
1230	JPMA	JPMA	仕様3.2	現eCTDスタイル・シートには固定されたタグがない。従って、一部のCTD TOC要件に適合できない(例えば、CTD要件である製造および成分を2.3 TOCに示すことができない)。 eCTD仕様には、要件およびCTD仕様の目的を示すために多少柔軟性を持たせるべきだ。	範囲外	EWGに照会
1240	MHLW	MHLW	インスタンス	現評価プロセスに適合するためには、フルXMLインスタンスばかりでなく、累積XMLインスタンスも必要である。	範囲外	EWGに照会

MHLW	MHLW	リーフ・ファイル	文書の再使用について、リーフ・ファイルに関する 使用はXML文書の使用を認めるべきである	Q&Aとして承認	No. 39
1250	DOCUMENT UM	STFスタイルシート (ich-stf-stylesheet-2-.xsl), Version 2.6, 2004-11-17	元のスタイルシートはhref値を正確に處理しない。 href値にはシークエンス番号が含まれていることが想定されている。【これはFDAサンプル・ファイルとは異なる】 以下のものは元のスタイルシートのファイルの場所を示す(が、相対パスを正確に処理しないので、STFページを適切に表示することにならない問題がある):  <doc-content xlink:href="../../../../0000/index.xml#e5155"> 上記と同じ方法で再度書くと、 <doc-content xlink:href="../../../../index.xml#e5155"> 以下のメッセージが表示される。 Document title = The XML page cannot be displayed	eCTD IWGは、できるだけ早く新スタイルシートを掲示する。	承認
1260	DOCUMENT PhRMA UM	STFスタイルシート (ich-stf-stylesheet-2-.xsl), Version 2.6, 2004-11-17	STFを適切に示すことができるよう、上記の問題等を修正した。加えて、シークエンス番号がないのを認めるために、提出資料名を4文字ちょうど (e.g. "0000")ではなく、どんな長さのものも許容した。	この問題の記述は正確である。 我々はeCTD使用中の試験ファイル管理に対する単一のアプローチを検討する予定であり、正確な例が用いられる予想する。	保留
1270	PhRMA	STF仕様 Version 2.6, 2004-11-17	STFファイルを参照するリーフの各例は、属性"version"フィールドを不正確に用いている。 "version"属性はスポンサーの社内バージョン番号またはリーフが参照するファイルのバージョン識別用である。STF仕様のテキストで"version"で引用した情報を"application-version"で実際に引用すべきか? または"application-version"はコンテンツ・ファイル(例えば、PDF, MSWord)に対してのみ使用すべきか?	次回会合	

1280	PhRMA	仕様 v3.2	<p>多くの場合、スポンサーは單一の提出資料メッセージ中のリーフ間に‘append’関係を設定する必要があるが、現仕様はこれを行わないよう助言する。</p> <p><b>投資対効果:</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大きなファイルは分割する必要がある。規制当局とスポンサーは、それそれを関係付けずに‘new’として提出するのではなく、これらのファイルをメッセージで(‘append’により)関連付けるほうを好む。</li> <li>過去に提出されていらない‘granular’文書を提出する必要がある。この集合のリーフ(例えば、プロトコルに対する修正)には明確な‘append’関係がある。この集合を提出する際に、スポンサーはリーフの関係をこうした種類の情報の提出に一貫したものとして(この種類の他の文書と比較して)、将来の一層効率的なライフサイクル管理をサポートすることを希望する。全てを“new”として単に提出するより、関係を示すほうが明快なメッセージ・コンストラクトとなる。</li> </ol>	<p>使用上の注意:</p> <p>ある参考提出資料から別の提出資料にリーフの集合(例えば、製造業者、試験等)を組み込む場合、新コンテキストにこれらのリーフを組み入れるときに元のインスタンスで定義されている‘append’関係を保持すべきである。これは、複数の場所で同じ(SAME)情報を一貫して示すこと、及び将来の提出資料での集合に対する一貫した修正をサポートする。</p>	保留	次回会議
------	-------	---------	--	--	----	------

				cCTD仕様の次回大幅改定に対する要件収集期間に、本問題を検討する。	承認(仕様変更)	次回大幅改定期時
1290	Acusphere	FDA	仕様 v3.2 4-25ページ、及び eCTD IWG Q&A と仕様変更要請 文書Version 1.9, 変更要請 00050 及び Q&A No. 12.	<p>Section 3.2.A.3の数値部分に対するフォルダとファイルの命名conventionについて明確にしていただきたい。</p> <p>eCTD では、各新添加剤に対し section 3.2.A.3に別のフォルダを作成し、添加剤の名前を用いて各フォルダを固有に識別すべきと規定されている(例えは、32a3-excip-name1 及び32a3-excip-name2)。ディレクトリ/ファイル構造は、モジュール3の原薬に対する構造に従うこととなる。</p> <p>新添加剤に対する appendicesは、原薬の構造に従うが、添加剤は原薬でないことを考慮した場合に、Appendix 3.2.A.3内のサブフォルダとファイルの数値部分に対する命名conventionに関して指図をいただきたい(例えば “3.2.S.2 Manufacture”というタイトルのセクションについて)。我々の方法では、新添加剤のフォルダ一名中の “S”を取り除いて、次のconvention のいずれかを用いる(32a3-2-manuf-Name1または32a3-2-manuf-Name1)。この方法は認められるか?</p>		

1300	Acusphere	FDA	<p>仕様v3.2, 4-19 及び 4-20ページ、質疑応答及び仕様変更文書 Version 1.9. Q&amp;A No. 3.</p> <p>eCTD IWG 質疑応答及び仕様変更文書 Version 1.9. Q&amp;A No. 3.</p> <p>CTDでは、各局方非収載添加剤について、別個のsection 3.2.P.4.1から3.2.P.4.4を提供できること、及び3.2.P.4.5と3.2.P.4.6は別個のファイルであることが規定されている。eCTDにこれら要素を構成する方法が、eCTD IWG 質疑応答及び仕様変更文書 Version 1.9. Q&amp;A No. 3で取り上げられた。</p> <p>CTDでは新添加剤はsections 3.2.P.4.6及び3.2.A.3で検討すべきと記載されているが、新局方非収載添加剤についてファイル3.2.P.4.1から3.2.P.4.4を包含するフォルダを繰り返すべきか?</p> <p>また、Section 3.2.A.3に詳細な情報が提供されている場合に、3.2.P.4.6では新添加剤に付してどの程度の情報が必要かに聞しても明確にしてください。? 詳細な情報について審査官に3.2.A.3を参照させるだけで十分か?</p>	<p>これは基本的に CTD の質問で、ICH 事務局で検討すべきものである。</p> <p>範囲外</p>
------	-----------	-----	---	--

1310	GE Healthcare	EPIA	M4 グラニュラリティ 付録	グラニュラリティ文書に、「加えて、文書の全頁に、その主題を簡潔に示す固有のヘッダとフッタを含めるべきである。紙媒体での提出で、添付書類中の当該文書を見つけやすくするために、文書の前のタグに同様の識別子を用いるべきである。全セクション番号及びタイトルの省略形を使用できる」と記載されている。  eCTDでは、審査官はかなりの量のメタデータを使用して、容易に関連文書を見つけるので、ヘッダまたはフッタに識別子を記載する必要はない。	Q&Aとして承認	No. 41
------	------------------	------	-------------------	---	----------	--------

